

各利用券指定施設代表者 殿

財団法人宮城県教職員互助会理事長

(公 印 省 略)

東日本大震災に係る利用券の取扱い及び平成23年度利用券の
見本について(通知)

この度の災害による各利用券の取扱いにつきましては、下記のとおりとしますので、
よろしく申し上げます。

また、平成23年度利用券の見本についても添付しましたので、間違いのないように
申し上げます。

記

- 1 利用券が流失等した場合の取扱い(一部流失の場合も同じ取り扱い)
 - ① 利用券による売掛台帳等がある場合は、そのコピーによる請求を可とします。
 - ② 利用券による売掛台帳等も流失等した場合は、売掛額の申立てによることも止むを得ないものとします。(この場合は施設代表者本人の直接申立書(自筆)が必要です。)
- 2 汚損、欠損した利用券の取扱い
 - ① 利用券が汚損、欠損した場合にはその券片による請求も可とします。
- 3 請求は、利用契約に基づく請求期限にかかわらず、施設の被害を受けた翌月から起算して3年以内はできるものとします。

担当：〒980-8423

仙台市青葉区本町3丁目8-1

財団法人宮城県教職員互助会

事業班 木村・岡本

電話：022-211-3678 FAX：022-211-3692